

ふじ自治会 会員各位

ふじ自治会
会長 茂岡 弘

ふじ自治会定例総会開催のお知らせ

陽春の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、ふじ自治会定例総会を下記の通り開催いたします。
ご多忙の事とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席下さるようお願い申し上げます。

記

日時 2020 年 3 月 22 日（日） 午前 10 時より
会場 ふじ自治会集会所 洋室

議事 第 1 号議案 2019 年度活動報告
第 2 号議案 2019 年度会計報告
第 3 号議案 会則および役員選出規約改定の承認
第 4 号議案 2020 年度活動計画案の承認
第 5 号議案 2020 年度予算案の承認
第 6 号議案 2020 年度役員の承認

以上

※ 下記の出席票・委任状のどちらかに記入・捺印の上、各班長様に提出願います。
（委任状には捺印もれが無いようご注意願います）

各班長様は、自班の出席票・委任状を集計袋に入れ、3 月 17 日（火）までに
総務：井上のポスト（13 班 XXXXXXXXXX TEL： XXXXXXXXXX）に入れてください。

※ 総会終了後、新旧役員・班長の引継ぎを行いますので、旧役員は防災ヘルメット・腕章を、旧班長は防災ファイルを持参願います。

きりとりせん

出席表

ふじ自治会会長殿

総会に出席します。

2020 年 3 月 日

住所：藤沢市大庭

会員氏名

委任状

ふじ自治会会長殿

都合により総会には出席できませんので
議長に一切の権限を委任します。

2020 年 3 月 日

住所：藤沢市大庭

会員氏名

印

2019 年度 ふじ自治会定例総会 議事次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 成立確認

4. 議長選出

5. 議事

第 1 号議案 2019 年度 ふじ自治会活動報告 2

第 2 号議案 2019 年度 ふじ自治会会計報告 9

第 3 号議案 ふじ自治会会則及び役員選出規約改定（案） 12

第 4 号議案 2020 年度 ふじ自治会活動計画（案） 16

第 5 号議案 2020 年度 ふじ自治会予算（案） 17

第 6 号議案 2020 年度 役員承認 19

第 7 号議案 その他

6. 議長退任

7. 2019 年度役員退任挨拶

8. 閉会

2019 年度 ふじ自治会活動報告

＜ふじ自治会 会員数＞

- ・ 今年度引継ぎ時：~~180~~181 世帯
- ・ 次年度引継ぎ時：~~178~~179 世帯（入会 1、退会 3）

「2019 年度活動計画」の各項目に対するまとめ

I: 継続活動

- ・ 綺麗な街づくりに向けた公園清掃の継続・・・毎月実施（日程は HP 参照）
- ・ 安心、安全な街づくりに向けた防犯パトロールの継続・・・毎月実施、（日程は HP 参照）

II: 自主防災会活動の推進

- ・ 防災計画の自治会会員向け説明会の継続（役員・班長・会員対象）・・・実施
- ・ 防災計画に基づく訓練の実施・・・実施
- ・ 備蓄資機材の定期的点検の実施・・・実施

III: 会員相互の親睦・融和の推進

- ・ 小糸社体協行事（レクリエーション大会、夏祭りなど）への参加推進・・・実施
- ・ 各班での親睦会を通じて会員相互の親睦・融和を図る・・・会則（親睦会の明確化）の改定

IV: 高齢化による諸活動への対応

- ・ 役員選出方法の改善（負担軽減）・・・役員選出規約（役員選出基準の明確化）の改定
- ・ 各種活動（役員会、公園清掃など）の開始時間・終了時間の柔軟な変更・・・変更なし

1. 定例役員会活動報告（毎月第2土曜日 19:00～21:00）※詳細はホームページに議事録を掲載

月日	主な議題	内容
4/13	- 役員・班長会議 - 総会議事録の確認 - 総務関係	- 会費集金方法の変更点を説明 - 各班に自主防災委員の選出を依頼 「振り込め詐欺」に関する注意喚起を実施 - 前年度の会則改定及び申し送り事項（以下3件）を共有 A) 班親睦会の奨励金支給 B) 自治会費の変更 C) 防犯カメラの検討が必要 - 同好会の助成金申請要領の確認 - 集会所管理（鍵の貸出）の問題提起 →効率化を検討 - 役員会議事録の運用を確認
5/11	- 苦情対応 - 会員状況 - 総務関係 - 班親睦会奨励金 - 建築協定 - 会計	- 飼い猫に関する苦情対応 →回覧で注意喚起 - 退会者（3班1世帯）の対応。180181→179180世帯に。 - 計報1件 - 休会願いあり →入退会も含めて会則に規定がないため、新規制定する方向で検討する - 同好会5件の助成金支給を承認 - 役員連絡網、各設備の鍵保管者の確認 - 集会所管理の改善案（鍵ボックスによる貸出）策定 →承認 - 会則8条2（班親睦会奨励金）に支給回数の明示なし →「1年につき（1回）」と会則に追記（前年度役員会に相談） - 建築協定書の問題点（HP掲載のみで冊子入手困難）を議論 →総会資料に添付して配布する - 不動産会社からの土地分筆相談あり →協定対象外 - 立替払い請求方法の周知
6/8	- 苦情対応 - 防災 - 会則改定 - 総務関係	「すずめの餌やり」の苦情対応を検討 2019年度自主防災会組織の策定 →承認 →2ヶ月要した点については今後の検討課題 - 入退会・休会に係る会則条文案を検討 - 集会所の環境整備方針の検討（ライト、玄関脇花壇）
7/13	- 建築協定 - 防災 - 会則改定 - 体育	- 現状の問題点を整理。「165㎡以下に分筆不可」ルールが若年層の転入（若返り）を阻害している可能性。 「黄色い小旗&救助の笛」の所持状況が不明確 →各戸調査へ - 入退会・休会に係る会則条文案の検討（継続） - 夏祭り準備&運営（8/4輪投げ店）に関する協議。役員全員で対応。
9/14	- 会員状況 - 会則改定	- 新規入会者（1班1世帯）の対応。179180→180181世帯に。 - 退会者（3班4班1世帯）の対応。180181→179180世帯に。 - 入退会・休会に係る会則条文案を決定。→以下の骨子で総会に諮る。 A) 入会、退会、休会に係る条文追加 B) 細則「役員選出規約」の見直し（体裁も含む） C) 役員免除対象（避難行動要支援者）の明確化 D) その他事情（高齢／健康障害等）の役員免除は、班内で判断 E) 平成27年度の申し送り事項は削除（実効がないため）

	・ 体育 ・ 防災 ・ 会計 ・ 環境衛生	* レク大会（10/13）の役割分担を協議。役員全員で対応。 * 「黄色い小旗&救助の笛」の所持確認完了&不足分支給へ * 8 班親睦会の奨励金支給申請 →承認 →申請方法が会則に規定されておらず、班長からの問合せが多いことから、会則に追記する方向で検討 * ふじ自治会／小糸南自治会境界の遊歩道の清掃方針の確認
10/5	台風のため中止	
11/9	・ 体育 ・ 会則改定 ・ 環境衛生 ・ 建築協定 ・ 防犯カメラ ・ 副会長	* レク大会の総括。雨天順延（10/13→20）も、約 50 名参加。総合 4 位。 * 自治会としては傷害保険に非加入 →社体協の保険で補償 * その他の会則改定案を検討 →以下の案を総会に諮る。 A) 第 4 条の役員会各部の構成を見直し B) 第 5 条に役員免除に関する補足を追記 C) 第 8 条に班親睦会奨励金の申請方法を追記 * 庭木の剪定に関する苦情対応 →回覧で注意喚起 * 建築協定の継続／変更方針検討のため、会員アンケートを実施する * 現役員会で具体的な設置計画まで策定し、次年度役員会に引き継ぐ * ただし、会員の意思を問うために設置賛否のアンケートを実施する * 防災組織に関する問題提起（初期消火、防災組織の策定期等） * 「もちつき大会」の案内
12/14	・ 建築協定 ・ 防災 ・ 会員状況 ・ 体育 ・ 苦情対応 ・ 社会福祉	* 会員向けアンケート内容（案）の検討。1 月中に実施。 * 防災組織に対して提起された問題点の議論 * 防災活動の啓蒙：「ふじさわ防災ナビ」のリーフレットを回覧 * 退会者（7 班 1 世帯）の対応。179180→178179 世帯に。 * 市民活動災害保障保険の案内（おそらく社体協が加入） * 飼い猫に関する苦情対応 →再度回覧で注意喚起 * 歳末助け合い募金の承認
1/11	・ 防犯カメラ ・ 総務関係	* 防犯カメラ設置に関するアンケート調査結果の紹介 →178179 件中 142 件の賛同により、設置する方向で進める 今年度は設置計画まで策定 「市への申請、設置」は次期役員会に引き継ぐ * 年度末に向けたスケジュール確認
2/8	・ 建築協定 ・ 会員状況 ・ 防災 ・ 会計 ・ 総務関係	* 建築協定継続／変更に関するアンケート調査結果の紹介 →「変更不要」の意見が過半数のため、現協定のまま継続。 * 訃報 1 件（5 班） * 防災ヘルメット 2 個、防災腕章多数が不明 →検討事項として次年度役員会に申し送り * 1 班、10 班、11 班の親睦会奨励金支給申請 →承認 * 年度末スケジュール最新版の共有

2. 各部活動報告

<会長>

- (1) 市行政等、外部との窓口（建築協定、空き家対策、台谷公園修繕、等）
- (2) 湘南大庭地区自治会連合会関連
総会及び役員会に出席（5、6、8、11、2月）
自治会・町内会長交流会に出席（7月）
6団体懇談会に出席（9月）
「自治会長のつどい」に出席（11月）
「令和2年新春のつどい」前日準備に参加（1月）
- (3) 小糸地区社体協理事会に出席（4月）
- (4) ふじ自治会自主防災幹事会に出席（6月）
- (5) 湘南大庭地区防災協議会関連
小糸小・西高避難施設合同運営委員会に出席（7、9、10月）
小糸小・西高避難施設合同自主防災訓練に参加（10月）
合同防災（図上）訓練説明会に出席（11月）
合同防災（図上）訓練に参加（12月）
- (6) 船地藏公園愛護会清掃作業に参加（7、12月）
- (7) 湘南大庭地区敬老会に出席（9月）
- (8) 防犯カメラ設置に関するアンケート実施、設置計画の検討
- (9) 建築協定継続・変更等についてのアンケート実施

<副会長>

- (1) 小糸市民の家運営委員会に出席（4、7月）
- (2) 小糸地区社体協理事会に出席（4月）
- (3) ふじ自治会自主防災幹事会に出席（5月）
- (4) 小糸市民の家「もちつき大会」を開催（11月）
- (5) 藤沢市役所への各種問合せ（防災、保険など）

<総務部>

- (1) 定例役員会の司会進行
- (2) 定例役員会の議事録作成・HP掲載
- (3) 定期総会準備統括（議案書作成、議長手配、印刷手配、スケジュール策定、他）
- (4) 新役員会3役公募、及び新役員・班長選出とりまとめ
- (5) 自治会内諸課題の対応
- (6) 各種自治会運営資料の更新・管理
- (7) 集会所利用関連業務（利用申請処理、利用予約管理、ほか）
- (8) 集会所管理業務（消耗品補充、花壇の剪定ほか）
- (9) ホームページ委員会と連携

<会計>

- (1) 自治会費の集金
- (2) 一般会計・台谷公園愛護会・集会所積立（特別会計）・通帳管理及び入出金業務
- (3) 各部、同好会予算の前払い、立替払い処理
- (4) 班親睦会奨励金、慶弔金の奉呈
- (5) 各種団体会費の市民センターへの支払い
- (6) 資源協力金の管理

- (7) 決算報告書作成・総会での決算報告
- (8) 次年度予算（案）の作成
- (9) 次年度会計の会計監査

<防災部>

- (1) ふじ自治会自主防災会組織の策定
- (2) ふじ自治会自主防災幹事会を開催（5月）
- (3) 避難行動要支援者名簿の作成
- (4) 湘南大庭地区防災協議会関連
総会に出席（5月）
小糸小・西高避難施設合同運営委員会に出席（6、7、10月）
小糸小・西高避難施設合同自主防災訓練に参加（10月）
合同防災（図上）訓練（12月）及び反省会（1月）に参加
- (5) 小糸小 防災倉庫等の点検（9月）
- (6) 資機材備品リスト点検（12月）
- (7) 「黄色い小旗」と「救助の笛」の全戸確認調査、及び不足分の配布
- (8) 各種防災関連資料の配布・回覧

<体育部>

- (1) 小糸地区社体協運営委員会に出席（5、6、7、7、9、11、12、2月）
- (2) 「体育だより」を発行し、各イベントの参加募集と結果等報告
第1号：第1回グランドゴルフ大会（6/9 参加者9名 6位）
第2号：バウンドテニス大会（7/7 参加者9名 優勝）
第3号：夏祭り大会（8/3）
第4号：ソフトボール大会（9/15 参加者17名 優勝）
第5号：レクリエーション大会（10/20 参加者約50名 総合4位入賞）
第6号：第2回グランドゴルフ大会（11/3 参加者6名 4位）
第7号：小糸ウォーク（11/24 参加者1名）
第8号：スポーツ吹き矢大会（12/8 参加者6名 3位）
第9号：ソフトバレーボール大会（1/12 参加者10名 優勝）
第10号：カローリング大会（2/2 参加者7名 優勝）
- (3) 小糸小プール関連業務（監視、講習会参加）
- (4) 小糸地区夏祭り大会で「輪投げ模擬店」出店を統括（役員全員で対応）
- (5) 小糸地区レクリエーション大会の協力業務を統括（役員全員で対応）

<環境衛生部>

- (1) 台谷公園清掃の年間スケジュール策定・回覧・HP掲載
- (2) 台谷公園清掃活動（毎月1回、担当班により実施）
- (3) 台谷公園の藤棚横の土留工事（8月）
- (4) 湘南大庭地区生活環境協議会 定期総会（5月）及び会議（10月）に出席
- (5) 「ボイ捨て無くし隊」参加（6、7、9、12、2月）
- (6) 飼い猫マナーに関するお願いを回覧（2回）
- (7) 第34回湘南大庭ふるさとまつり 模擬店参加（10月）

<防犯防火部>

- (1) 防犯パトロールの年間スケジュール策定・回覧・HP掲載・市事務局への提出
- (2) 防犯パトロール（毎月2回、担当班により実施）

- (3) 湘南大庭地区防犯協会関連業務
 - 総会に出席（5月）
 - 防犯部長研修会に出席（5月）
 - 防犯パトロール「街頭啓発キャンペーン」に参加（10月）
 - 第34回湘南大庭ふるさとまつり 助勢業務
 - 防犯パトロール隊更新事務説明会に出席（1月）
- (4) 2019 安全安心まちづくり週間地区推進会議に出席（9月）
- (5) 年末年始防犯活動地区推進会議は中止（12月）
- (6) 防犯カメラ設置計画の検討

<社会福祉部>

- (1) 湘南大庭地区社会福祉協議会関連業務
 - 定期総会に出席（5月）
 - ボランティア部会に出席（5月、10月）
 - ライフタウン・ジョワ全体会に出席（6月）
- (2) 各種募金関連業務日本赤十字社関連業務
 - 日本赤十字社員増強運動 事務説明会に出席（4月）
 - 日本赤十字社募金活動
 - 神奈川県共同募金会 共同募金（赤い羽根・年末助け合い）
- (3) 「湘南大庭地区敬老会」事前打合せ、及びバス乗車介助に参加（9月）
- (4) 第34回湘南大庭ふるさとまつり「福祉バザー」手伝い（10月）
- (5) ふじ自治会防災組織説明会に参加（6月）

<広報部>

- (1) 各戸配布（広報ふじさわ 21 件、ふじさわ市議会だより 5 件、他 21 件）
- (2) 回覧配布（藤沢市 120 件、自治会 83 件）
- (3) 掲示板の管理（1 班前及び集会所前を毎月差し替え）
- (4) 小糸小・西高避難施設合同自主防災訓練に参加（10月）

<交通安全部>

- (1) 湘南大庭地区交通安全対策協議会関連業務
 - 定期総会に出席（5月）
 - 第34回湘南大庭ふるさとまつり 助勢業務
- (2) 全国交通安全運動地区推進会議に出席（春、夏、秋、年末）
- (3) 交通安全運動街頭キャンペーンに参加（春、夏、秋、年末）
- (4) 「交通事故防止運動」のチラシを回覧（春、夏、秋、年末）

3. 同好会活動報告

ふじ自治会員の親睦を深めるため結成された各同好会と活動内容を報告。

(1) ピンポン同好会 (代表者：岡野)

＜会員数＞ 10名 ＜助成金＞ 2万円 ＜場所＞自治会集会所

＜活 動＞ 毎月第4土曜日開催 10:00～12:30

(2) 藤月会（太極拳） (代表者：菊地)

＜会員数＞ 6名 ＜助成金＞ 辞退 ＜場所＞自治会集会所

＜活 動＞ 毎月第2・4月曜日開催 13:00～16:00

(3) ふじ白球会 (代表者：小笠原)

＜会員数＞ 12名 ＜助成金＞ 2万円

＜活 動＞ 年4回程度のゴルフ大会実施（会員コンペ3回、ふじ会親睦大会1回）
その他会員の親睦会を適宜開催

(4) ソフトボール同好会 (代表者：出井)

＜会員数＞ 15名 ＜助成金＞ 2万円

＜活 動＞ ・毎週木曜日の定期練習
・小糸地区親善ソフトボール大会出場
・社体協行事への積極参加。小糸地区運動会、地区対抗各種競技会への参加
・その他会員の親睦会を適宜開催

(5) 健歩会 (代表者：遠藤)

＜会員数＞ 22名 ＜助成金＞ 2万円

＜活 動＞ 毎月1回例会（土曜日）開催

(6) 女子会 Yom Yom (代表者：松下)

＜会員数＞ 5名 ＜助成金＞ 1万円

＜活 動＞ 毎月第2土曜日開催 10:00～12:00

今後も各同好会活動が活発に行われ、ふじ自治会会員相互の親睦が益々深まるよう期待します。

また、各同好会の活動予定、活動報告、会員募集など HP への投稿・活用も期待します。

4. 2019 年度役員・班長名簿

＜役員＞

1 班	—	2 班	遠藤	3 班	加藤	4 班	茂岡
5 班	福原	6 班	清	7 班	森永	8 班	近藤
9 班	川野	10 班	高原	11 班	深谷	12 班	今西
13 班	井上	14 班	宇多村	4 班	山口※	11 班	吉浜※

※会計監査

＜班長＞

1 班	吉村	2 班	小林	3 班	友田	4 班	野村
5 班	高田	6 班	村上	7 班	星	8 班	杉原
9 班	細井	10 班	舟橋	11 班	浅井	12 班	鈴木
13 班	桑原	14 班	太田				

役員・班長の皆様、1年間ご苦労さまでした。

2019年度 ふじ自治会決算報告書

1. 一般会計（収入の部）

（単位：円）

費目	予算	決算	備考
自治会費			
年間一括集金分			
臨時集金分			
藤沢市交付金			
事務費等交付金			
広報等配付交付金			
集会所修繕補助金			自治会修繕費としての補助金は平成29年のみ
資源協力金			
雑収入			利息（一般）（資源利息6円は特別会計報告で処理）
小計			
前年度繰越金			
合計			

2. 一般会計（支出の部）

（単位：円）

費目	予算	決算	備考
会議費			前年度支払い分・2019年度分は平成31年度で扱う
事務費			諸資料作成費・役員会資料コピー代等
集会所維持費			
火災保険料			
電気代			
ガス代			
上下水道代			
修理保全費			照明灯取り換え、集会所キーボックス設置、トイレ洗浄剤
社会福祉費			
赤十字社			募金
赤い羽根			募金
年末助け合い			募金
体育費			レクリエーション大会、グランドゴルフ、ソフトボールなど
防災費			
防犯防火費			
環境整備費			
広報文化費			
交通安全費			
同好会助成金			卓球（前年比＋10,000）・ソフトボール・健歩・YOMYOM・ゴルフ
親睦行事費			親睦会実施（1班、2班、8班、10班、11班）
活動諸経費			
社体協分担金			小糸地区社会体育振興協議会
各種団体会費			湘南大庭地区自治会連合会
厚志等			夏祭り祝儀・リクリエーション大会祝儀・香典2件
予備費			
建替え積立金			特別会計の建替え積立金は2019年度から休止
小計			
翌年度繰越金			
合計			

3. 特別会計（収支）

（単位：円）

費目	予算	決算	備考
前年度繰越金			①
定期預金			建替積立金口座
普通預金			資源協力金口座
普通預金			建築協定会費口座
建替積立金			②
前期分			2019年度より休止
後期分			2019年度より休止
建築協定会費			③
雑収入			④
定期預金利息			建替積立金口座
普通預金利息			資源協力金
普通預金利息			建築協定会費口座
小計			⑤＝②＋③＋④
建築協定口座支出			⑥
翌年度繰越金			①＋⑤－⑥
定期預金			建替積立金口座
普通預金			資源協力金口座
普通預金			建築協定会費口座

2019 年度 会計監査報告書

別途の通り、会計簿、預金通帳、決算書を報告いたします。

2020 年 2 月 23 日

ふじ自治会会長 署名・捺印済み 印

会計部長 署名・捺印済み 印

ふじ自治会の 2019 年度決算報告書、証拠書類、諸伝票を監査した結果
適正かつ正確である事を確認しました。

2020 年 2 月 23 日

会計監査 署名・捺印済み 印

会計監査 署名・捺印済み 印

2019 年度 台谷公園愛護会決算報告書

(単位 円)

西暦	月	日	適用	収入	支出	残高
2019	2	24	前年度繰越金①			
	5	24	19年度市補助金			
	5	11	軍手、ごみ袋、お茶、コピー代			
	6	8	ごみ袋、お茶			
	9	14	ごみ袋、お茶、花苗			
	12	14	軍手、花苗、培養土			
2020	1	11	ごみ袋、お茶			
	2	4	ごみ袋、お茶			
	2	10	利息			
			(収入計)②			
			(支出計)③			
			次年度繰越金(①+②-③)			

2019 年度 会計監査報告書

上記の通り報告いたします。

2020 年 2 月 23 日

台谷公園愛護会会長 署名・捺印済み 印
(環境衛生部長)

会計責任者 署名・捺印済み 印
(会計部長)

会計監査 署名・捺印済み 印

ふじ自治会会則および役員選出規約の改定（案）

ふじ自治会会則、およびふじ自治会役員選出規約を以下の理由で一部改定する。

1. ふじ自治会会則の改定

(1) 第4条の改定

役員会の構成が実態にそぐわなくなっているため、以下のように改定する。

（事業）

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の部をおき各事業を行う。

- （1）総務部 総会、役員会の開催、会員との連絡その他他の部に属さない事項に関する事。
- （2）環境衛生部 環境衛生、公園愛護会の運営等に関する事。
- （3）防犯防火部 防犯灯の維持、火災の防止、その他防犯防火に関する事。
- （4）交通安全部 交通安全並びに、交通事故の防止に関する事。
- （5）広報文化部 広報活動並びに、文化活動に関する事。
- （6）体育部 社体協活動を含む体育、レクレーション等に関する事。
- （7）子供会部 子供の健全育成に関する事。（部長は、子供会役員の中から1名選出される。）
- （8）社会福祉部 社会福祉に関する事。
- （9）老人会部 老人会に関する事。（部長は、老人会会員の中から1名選出される。）
- （10）防災部 防災組織の立案、防災器具の拡充、防災知識の啓発、防災訓練、防災リーダーの育成、地区防災体制との連携協力などに関する事。



（事業）

第4条 この会は前条の目的を達成するため、例えば次の部をおき各事業を行う。

- （1）総務部 総会、役員会の開催、会員との連絡その他他の部に属さない事項に関する事。
- （2）環境衛生部 環境衛生、公園愛護会の運営等に関する事。
- （3）防犯防火部 防犯灯の維持、火災の防止、その他防犯防火に関する事。
- （4）交通安全部 交通安全並びに、交通事故の防止に関する事。
- （5）広報部 広報活動に関する事。
- （6）体育部 社体協活動を含む体育、レクレーション等に関する事。
- （7）社会福祉部 社会福祉に関する事。
- （8）防災部 防災組織の立案、防災器具の拡充、防災知識の啓発、防災訓練、防災リーダーの育成、地区防災体制との連携協力などに関する事。

注）変更箇所：下線部の追記。子供会部と老人会部を削除。広報文化部を広報部に改称。

(2) 第5条の改定

役員の免除に関する参照先を明確化するために、以下のように改定する。

(役員の構成及び選出)

第5条 この会は次の役員をおく。

会長1名 副会長1名 会計1～2名 総務1～2名 部長 各部より1名
体育副部長1～3名 班長 各班より1名 監事2名

2 会長、副会長、部長、監事、会計、副部長は会員の互選による。

3 班長は班構成員の互選による。



(役員の構成及び選出)

第5条 この会は次の役員をおく。

会長1名 副会長1名 会計1～2名 総務1～2名 部長 各部より1名
体育副部長1～3名 班長 各班より1名 監事2名

2 会長、副会長、部長、監事、会計、副部長は会員の互選による。

3 班長は班構成員の互選による。

4 その他、役員の免除等は、「ふじ自治会役員選出規約」の細則による。

(3) 第8条の改定

班親睦会の目的の適正化(単なる親睦だけでなく、共助の精神を含む)、及び奨励金の申請方法を明確化するために、以下のように改定し、様式を整備する。

(下部組織)

第8条 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班をおく。

2 各班の会員相互の親睦を図る目的で、親睦会を開くことを奨励する。各年度の4月1日より翌年の2月10日までに開催した班には、参加者1世帯に1年につき500円の奨励金を支給する。



(下部組織)

第8条 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班をおく。

2 各班の会員相互の親睦・共助を図る目的で、親睦会を開くことを奨励する。各年度の4月1日より翌年の2月10日までに開催した班には、参加者1世帯に1年につき500円の奨励金を支給する。

3 奨励金を申請する班は、親睦会開催後、親睦会奨励金申請書(第1号様式)に必要事項を記入の上、会長に提出する。

(4) 入退会、休会に関する規定を新規制定

従来存在しなかった入退会、休会に関する規定を以下のように制定し、各様式を整備する。

<u>(入会)</u>	
第9条	本会に入会しようとする者は、入会届（第2号様式）を班長経由で会長に提出しなければならない。
2	入会時に提出した情報に変更が生じた場合は、変更届（第3号様式）を班長経由で会長に提出しなければならない。
<u>(退会)</u>	
第10条	会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。
	(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
	(2) 本人から退会届（第4号様式）が班長経由で会長に提出された場合
<u>(休会)</u>	
第11条	一時的な引っ越し、入院、家屋の建て替え等により家族全員が1年を超えて不在となる場合、休会届（第5号様式）を班長経由で会長に提出することで、一時的に会費納入を停止できる。この場合、会員資格は継続されるが、表決の数には入れない。
2	休会期間を終えて復会する際は、復会届（第6号様式）を班長経由で会長に提出しなければならない。
注1) 第9～11条の追加に伴い、従前の第9条以降を第12条以降にずらす。	
注2) 新たに休会規定を設けたため、内容の重複する旧第11条6は削除する	
<u>(会計)</u>	
第11条	この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。
6	連続して一年間を超えて不在となる場合、会員ではあるが、会費は免除する。ただし、会長に不在期間を届け出て、かつ承認を得ることとする。

2. ふじ自治会役員選出規約の改定**(1) 全体の体裁の見直し**

従前の規約の体裁を、ふじ自治会会則と同様の体裁に統一する。

その際、「規約事項」と「申し合わせ事項」とを明確に分離する。

(2) (新) 第2条2の改定

ふじ自治会の高齢化への対応、ならびに退会者の防止を目的として、役員選出規約を合理的な内容に見直す。考え方の骨子は以下のとおりである。

- ・ 従来規約は、「高齢」又は「健康障害」を理由に本人が希望すれば役員候補から除外されるが、両者の理由に明確な基準がない。一方、年齢や健康の画一的な線引きは困難なこと

から、役員候補から除外するか否かの判断は、当該の班内の議論に委ねる。

- ・ その代わりに、役員候補から除外される明確な基準として、客観的指標である『藤沢市の避難行動要支援者名簿のランク』を活用した条文を新設する。

以上の観点から、第2条2（体裁調整後）を以下のように改定する。

（役員の選出）

第2条 役員の選出は会員の互選によることを原則とする。

- 2 やむを得ず各班への割り当てによる選出となった場合、各班より役員候補2名（部長候補及び班長候補を各1名）を選出する。

①班に於ける役員選出の方法はそれぞれの班の総意に基づく独自の方法であること。

②世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については役員候補から除外する。



（役員の選出）

第2条 役員の選出は会員の互選によることを原則とする。

- 2 やむを得ず各班への割り当てによる選出となった場合、各班より役員候補2名（部長候補及び班長候補を各1名）を選出する。

①班に於ける役員選出の方法はそれぞれの班の総意に基づく独自の方法でよい。

②世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については、班に於ける役員選出時に十分に配慮する。

③藤沢市の避難行動要支援者名簿において「必要とする支援内容」が3又は2に該当する者は、希望により役員候補から除外する。

注）避難行動要支援者名簿の「必要とする支援内容」

3：寝たきり等で自力避難ができないので、手助けしてほしい

2：自力歩行は可能だが、避難施設等まで付き添ってほしい

ふじ自治会 2020 年度活動計画（案）

I: 継続案件

- ・ 公園清掃活動（毎月実施）の継続
- ・ 防犯パトロール（毎月実施）の継続
- ・ 社会福祉事業（赤い羽根）の継続
- ・ 社体協（レクレーション大会、夏祭りなど）への協力

II: 新規案件

- ・ 防犯カメラの設置（アンケートの結果、実施する。場所と申請書は次期役員会に）
- ・ 防災ヘルメットと防災腕章の補充

2020年度 ふじ自治会予算（案）

1. 一般会計（収入の部）

（単位：円）

費目	予算	前年度実績	備考
自治会費			
年間一括集金分			
臨時集金分			
藤沢市交付金			
事務費等交付金			
広報等配付交付金			
集会所修繕補助金			自治会修繕費の補助金は平成29年度のみ/2023年度から再申請可
資源ごみ回収金			
雑収入			利息(一般)
小計			
前年度繰越金			
合計			

2. 一般会計（支出の部）

（単位：円）

費目	予算	前年度実績	備考
会議費			2019年度総会資料代・2020年度分は2021年度支払い
事務費			諸資料作成費・役員会資料コピー代等
集会所維持費			
火災保険料			
電気代			
ガス代			
上下水道代			
修理保全費			集会所の修繕費等として40万円に、10万円(会費50円上積分)加算
社会福祉費			
赤十字社			募金
赤い羽根			募金
年末助け合い			募金
体育費			
防災費			
防犯防火費			
環境整備費			
広報文化費			
交通安全費			
同好会助成金			卓球・ソフトボール・健歩・YOMYOM・ゴルフ
親睦行事費			班別懇親会補助(1世帯×500円)
活動諸経費			
社体協分担金			小糸地区社会体育振興協議会
各種団体会費			湘南大庭地区自治会連合会
厚志等			夏祭り祝儀・レクリエーション大会祝儀・香典
防犯カメラ設置費			防犯カメラ設置に関するアンケート結果を受け予算化
予備費			
建替え積立金			特別会計の建替え積立金は2019年度から 廃止 休止
小計			
翌年度繰越金			
合計			

3. 特別会計（収支）

（単位：円）

費目	予算	前年度実績	備考
前年度繰越金			①
建替積立金			②建替え積立金は2019年度より休止
前期分			
後期分			
建築協定会費			③
雑収入			④
定期預金利息			建替積立金口座
普通預金利息			資源協力金口座、前年度2月分6円を含む
普通預金利息			建築協定会費口座
小計			⑤＝②＋③＋④
建築協定口座支出			⑥
翌年度繰越金			①＋⑤－⑥
定期預金			建替積立金口座
普通預金			資源協力金口座
普通預金			建築協定会費口座

2020 年度 ふじ自治会 役員名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電話番号
会長	久永	14		
副会長	二宮	9		
総務部長	峯岸 星	7		
副総務部長	岡本	10		
会計部長	佐々木	12		
防災部長	長田	4		
体育部長	手塚	3		
副体育部長	大内	2		
副体育部長	加川	6		
環境衛生部長	小寺	5		
防犯防火部長	石井	8		
社会福祉部長	板橋	13		
広報部長	中園	1		
交通安全部長	菊子	11		
会計監査	森永	7		
会計監査	茂岡	4		

2020 年度 ふじ自治会 班長名簿

担当班	氏 名	班	住 所	電話番号
1	浦	1		
2	丸山	2		
3	木谷	3		
4	高橋	4		
5	山口	5		
6	吉田	6		
7	片桐	7		
8	市川	8		
9	鷺塚	9		
10	諸見里	10		
11	関根	11		
12	濱	12		
13	石澤	13		
14	佐藤	14		

2020 年度 ふじ会地区 建築協定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電話番号
委員長	久永 (会長)	14		
副委員長	二宮 (副会長)	9		
委員	峯岸 星 (総務部長)	7		
委員	小寺 (環境衛生部長)	5		
会計	佐々木 (会計部長)	12		

2020 年度 ふじ自治会 自主防災会 役員名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電話番号
会長	長田 (防災部長)	4		
副会長	小笠原	4		
避難施設運営 GL	防災委員より			
情報収集 GL	防災委員より			
避難誘導 GL	防災委員より			
救出救護 GL	防災委員より			
食料・物資受入 GL	防災委員より			

2020 年度 台谷公園愛護会 委員名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電話番号
会長	小寺 (環境衛生部長)	5		
副会長	板橋 (社会福祉部長)	13		
副会長	石井 (防犯防火部長)	8		

会計責任者	佐々木 (会計部長)	12		
監査	大内 (副体育部長)	2		

2020 年度 ベルマーレ対応委員会 委員名簿

役 職	氏 名	班	住 所	電話番号
委員長	井上	13		
副委員長	二宮 (副会長)	9		
委員	板橋	13		
委員	半村	13		
委員	佐藤	12		
委員	小寺 (環境衛生部長)	5		

2020 年度 ホームページ運営委員会 委員名簿

役 職	氏 名	班	E メールアドレス
委員長	小林	2	
委員	小笠原	4	
委員	角田	2	
委員	松下	11	
委員	岡本 (副総務部長)	10	

会則、その他 目次

・ ふじ自治会会則（案）	・ ・ ・ 1
・ 会則様式集（案）	・ ・ ・ 6
・ ふじ自治会役員選出規約（案）	・ ・ ・ 12
・ ふじ自治会自主防災会規約	・ ・ ・ 14
・ ふじ自治会同好会事業助成金給付規定	・ ・ ・ 17
・ ふじ自治会集会所利用の手引き	・ ・ ・ 18
・ 集会所使用願 様式	・ ・ ・ 20
・ ふじ自治会ホームページ運営規約	・ ・ ・ 22
・ ふじ自治会建築協定書	・ ・ ・ 24

ふじ自治会会則（案）

（名称及び事務所）

第1条 この会はふじ自治会と称し、事務所を大庭5074番地の8ふじ自治会集会所におく。

（組織）

第2条 この会は大庭5066～5082の区域内に居住するもので組織する。
但し近隣入会希望者も入会することができる。

（目的）

第3条 この会は民主主義の精神に基づき、共同生活を通じて地域住民の親睦並びに共同福祉の増進をはかることを目的とする。

（事業）

第4条 この会は前条の目的を達成するため、例えば次の部をおき各事業を行う。

- （1）総務部 総会、役員会の開催、会員との連絡その他他の部に属さない事項に関する事。
- （2）環境衛生部 環境衛生、公園愛護会の運営等に関する事。
- （3）防犯防火部 防犯灯の維持、火災の防止、その他防犯防火に関する事。
- （4）交通安全部 交通安全並びに、交通事故の防止に関する事。
- （5）広報部 広報活動に関する事。
- （6）体育部 社体協活動を含む体育、レクリエーション等に関する事。
- （7）社会福祉部 社会福祉に関する事。
- （8）防災部 防災組織の立案、防災器具の拡充、防災知識の啓発、防災訓練、防災リーダーの育成、地区防災体制との連携協力などに関する事。

（役員の構成及び選出）

第5条 この会は次の役員をおく。

会長1名 副会長1名 会計1～2名 総務1～2名 部長 各部より1名
体育副部長1～3名 班長 各班より1名 監事2名

- 2 会長、副会長、部長、監事、会計、副部長は会員の互選による。
- 3 班長は班構成員の互選による。
- 4 その他、役員の免除等は、「ふじ自治会役員選出規約」の細則による。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。但し再任の場合は連続2年を越えることはできない。

- 2 役員は任期終了後も後任者の決定までその職務を行う。（その年度の総会日を以って任期

終了とする。)

(役員の職務)

第7条 会長は会を代表し会務を処理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代理する。
- 3 部長は役員会を構成し、各部の事業の企画、立案その他会の運営上必要な事項を審議処理する。
- 4 班長は班運営上の連絡、調整に当たる。
- 5 監事は、庶務、会計を監査する。
- 6 会計は、会計事務を担当する。

(下部組織)

第8条 会務の円滑な運営をはかるため、この会の区域内に班をおく。

- 2 各班の会員相互の親睦・共助を図る目的で、親睦会を開くことを奨励する。各年度の4月1日より翌年の2月10日までに開催した班には、参加者1世帯に1年につき500円の奨励金を支給する。
- 3 奨励金を申請する班は、親睦会開催後、親睦会奨励金申請書(第1号様式)に必要事項を記入の上、会長に提出する。

(入会)

第9条 本会に入会しようとする者は、入会届(第2号様式)を班長経由で会長に提出しなければならない。

- 2 入会時に提出した情報に変更が生じた場合は、変更届(第3号様式)を班長経由で会長に提出しなければならない。

(退会)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人から退会届(第4号様式)が班長経由で会長に提出された場合

(休会)

第11条 一時的な引っ越し、入院、家屋の建て替え等により家族全員が1年を超えて不在となる場合、休会届(第5号様式)を班長経由で会長に提出することで、一時的に会費納入を停止できる。この場合、会員資格は継続されるが、表決の数には入れない。

- 2 休会期間を終えて復会する際は、復会届(第6号様式)を班長経由で会長に提出しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、定例総会と臨時総会とする。

- 2 定例総会は毎年1回とし、会長がこれを召集する。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の三分の一以上の要請があったとき開催する。
- 4 総会に付議する事項はおおむね次のとおりとする。
 - (1) 規約（会則）の制定改廃
 - (2) 予算、決算
 - (3) 事業計画、事業報告
 - (4) 役員の改選
 - (5) その他必要と認められる事項
- 5 総会は、会員過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決定する。可否同数の時は議長の決定による。なお、出席できないときは他に委任することができる。

（その他の会議）

第13条 役員会並びに班長会は必要に応じて随時開催する。

（会計）

第14条 この会の運営費は、会費その他の収入を以ってあてる。

- 2 会費は月額350円として、入会金は徴収しない。会費、集会所建て替え積立金とも中途脱会者には返金しない。
- 3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
- 4 会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 5 子供会行事に係わる保険料は自治会が負うものとする。

（書類及び帳簿）

第15条 この会に次の書類および帳簿を備えるものとする。

- 2 会員名簿および役員名簿
- 3 金銭出納簿および証票書類
- 4 備品台帳
- 5 会議録および諸記録

（弔慰及び寄付）

第16条 会員の弔慰については、会員並びに配偶者及び同居家族の時は金5000円とする。

- 2 地域社会への寄付については、5000円を限度とする。これを越えるものについては、役員会に諮る。

（自主防災会）

第17条 ふじ自治会区域の防災活動を運営推進する自主防災会を設置する。

自主防災会は別途定める自主防災会規約により運営される。

(建築協定運営委員会)

第18条 ふじ会地区建築協定書に基づく大庭5066～5082の建築協定運営委員会を設置する。当委員会の細則は別途定めるものとする。

運営委員会は大庭5066～5082の建築協定者の互選により選出される。

また、運営費用は自治会費とは別に上記建築協定者より徴収する事とする。

(湘南ベルマーレ対応委員会)

第19条 ふじ自治会区域隣接の湘南ベルマーレアスレティックセンター運営への対応を専門的に推進する湘南ベルマーレ対応委員会を設置する。

対応委員会はふじ自治会員及び副会長、環境衛生部長で構成する。

(経費の執行)

第20条 自治会の経費の執行は次により行う

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 年間3万円まで | 会計の承認により執行とするが、ただし自治会活動の通常業務以外の支出は役員会の承認を必要とする。 |
| (2) 年間3万円超～30万円まで | ふじ自治会役員会の承認を必要とする。 |
| (3) 年間30万円超 | ふじ自治会総会の承認を必要とする。但し「緊急を要する場合の支出はその範疇ではない。」 |

(その他)

第21条 この会則にない事項に関しては役員会に諮る。

付則

- (1) この会則は昭和57年10月31日から施行する。
- (2) 一部改廃
- (3) 一部改廃昭和60年3月31日
- (4) 一部改廃昭和61年3月31日
- (5) 一部改廃平成元年3月31日
- (6) 一部改廃平成2年3月31日
- (7) 一部改廃平成5年3月31日
- (8) 一部改廃平成15年3月31日

第11条の2会費月額300円集会所建て替え資金300円を現行へ

- (9) 一部追加平成15年3月31日
第11条に6を追加

- (10) 一部改廃、追加平成16年3月31日
第5条の1体育副部長3名を1～3名の現行へ
策11条に7を追加

- (11) 一部改正第15条新規追加平成17年3月31日
- (12) 一部改正第4条新規追加平成18年3月31日
- (13) 一部改正第14条新規追加平成19年3月31日
第14条に自主防災会事項を追加、以下1条毎に繰り下がる
- (14) 一部改正 付則「ふじ自治会役員選出規約」を定める。平成22年4月1日
- (15) 一部改廃平成24年3月31日
第11条の2集会所建て替え資金月額200円を100円へ
- (16) 一部改廃 平成26年3月31日
第5条の1 会計1～2名、総務1～2名へ
第11条の2 会費は月額400円とし、入会金は徴収しない。
第11条の3 集会所使用料は私的利用を除き徴収しない。
集会所使用料及び資源ごみ回収金は一般会計に組み入れる。
第11条の7を削除（再入会時は入会金を免除する条項を削除）
第16条に湘南ベルマーレ対応委員会事項を追加、以下1条毎に繰り下がる
- (17) 一部改廃 平成27年3月29日
第11条の2 会費400円→300円
第15条の1 湘南ライフタウンC地区（旧）建築協定書→ふじ会地区建築協定書
- (18) 一部改廃 平成31年3月24日
第8条の2 班親睦会の奨励金を明記する2項を追加
第11条の2 300円→350円、集会所建て替え資金の積み立てを休止
- (19) 一部改廃 令和2年3月22日
第4条 役員会構成を一部見直し
第5条の4 役員免除等の参照先を追加
第8条の2 班親睦会の目的の表現を見直し
第8条の3 班親睦会の奨励金申請方法を追加し、様式を整備
第9条に入会規定、第10条に退会規定、第11条に休会規定し、各様式を整備。
以降、3条毎に繰り下がる
第11条の2 300円→350円、集会所建て替え資金の積み立てを休止
旧第11条の6を削除（第11条に新規制定した休会規定に含まれるため）

ふじ自治会 班親睦会奨励金申請書

ふじ自治会 会長 殿 _____ 年 月 日

班親睦会を開催したので、奨励金の支給を申請いたします。

申請者

班 番 号	班
氏 名	
住 所	〒251-0861 藤沢市大庭
電 話 番 号	

親睦会開催日： 年 月 日

開催の成果

参加者名簿 (参加者1世帯につき1名のサイン又は押印)

計 世帯

会長	総務	会計	広報

※奨励金は、参加者1世帯に1年につき500円です。

※提出いただいた個人情報は、ふじ自治会活動以外には使用致しません。

ふじ自治会 入会届

年 月 日

ふじ自治会 会長 殿

今般、貴会の規約に即して入会致したく、本書をもってお届けします。
会費は月割りで_____月分から支払います。

加入する世帯のご連絡先[※]

住 所	〒251-0861 藤沢市大庭
ふ り が な	
世 帯 主 の 氏 名	
電 話 番 号	

会長	総務	会計	広報

※提出いただいた個人情報は、ふじ自治会活動以外には使用致しません。

ふじ自治会 変更届

年 月 日

ふじ自治会 会長 殿

貴会へ提出した情報に変更が生じたため、本書をもってお届けします。

変更後のご連絡先※

住 所	〒251-0861 藤沢市大庭
ふ り が な	
世 帯 主 の 氏 名	
電 話 番 号	

会長	総務	会計	広報

※提出いただいた個人情報は、ふじ自治会活動以外には使用致しません。

ふじ自治会 退会届

年 月 日

ふじ自治会 会長 殿

今般、下記理由により貴会を退会致したく、本書をもってお届けします。

退会する世帯のご連絡先※

住 所	〒251-0861 藤沢市大庭
ふ り が な	
世 帯 主 の 氏 名	
電 話 番 号	
退 会 の 理 由	

会長	総務	会計	広報

※提出いただいた個人情報、ふじ自治会活動以外には使用致しません。

ふじ自治会 休会届

年 月 日

ふじ自治会 会長 殿

今般、下記理由により貴会を休会致したく、本書をもってお届けします。

休会前のご連絡先※

住 所	〒251-0861 藤沢市大庭
ふ り が な	
世 帯 主 の 氏 名	
電 話 番 号	
休 会 の 理 由	
休 会 の 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (終期が明確でない場合は無記入で可)

休会中のご連絡先※

住 所	
電 話 番 号	

会長	総務	会計	広報

※提出いただいた個人情報は、ふじ自治会活動以外には使用致しません。

ふじ自治会 復会届

年 月 日

ふじ自治会 会長 殿

今般，貴会に復会致したく，本書をもってお届けします。

復会する世帯のご連絡先※

住 所	〒251-0861 藤沢市大庭
ふ り が な	
世 帯 主 の 氏 名	
電 話 番 号	
休 会 し た 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日

会長	総務	会計	広報

※提出いただいた個人情報は，ふじ自治会活動以外には使用致しません。

ふじ自治会役員選出規約（案）

（目的）

第1条 この規約は、ふじ自治会会則第5条にもとづく役員の選出について適用する。

（役員の選出）

第2条 役員の選出は会員の互選によることを原則とする。

- 2 やむを得ず各班への割り当てによる選出となった場合、各班より役員候補2名（部長候補及び班長候補を各1名）を選出する。
 - ① 班に於ける役員選出の方法は、それぞれの班の総意に基づく独自の方法でよい。
 - ② 世帯構成者全員が高齢及び健康障害により役員を引受けることが困難で、役員免除を希望される会員については、班に於ける役員選出時に十分に配慮する。
 - ③ 藤沢市の避難行動要支援者名簿において「必要とする支援内容」が3又は2に該当する者は、希望により役員候補から除外する。
- 3 班内の役員候補可能な世帯数が10世帯を割込んだ場合、他の班とパートナーを組んで、両班の世帯数を合計した中から1名以上の部長候補を選出しても良い。但し実施に当たっては自班内の総意及び相手班の同意を得ること。
- 4 その他運用上の詳細は役員会議で審議・決定するものとする。

（役員の構成）

第3条 会則第5条にある各役員については兼務で担当することを認める。

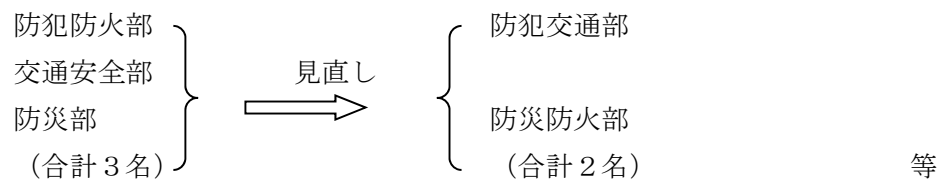
付則

- （1）規約制定 平成22年4月1日
- （2）一部改訂 平成26年3月31日
2条3項 2名の部長候補 → 1名以上の部長候補へ
- （3）一部改廃 令和2年3月22日
全体の構成・体裁を会則に合わせて見直し
第2条の2を一部見直し（役員除外基準の明確化）
避難行動要支援者名簿の「必要とする支援内容」
3：寝たきり等で自力避難ができないので、手助けしてほしい
2：自力歩行は可能だが、避難施設等まで付き添ってほしい

「ふじ自治会役員選出規約」に関する申し合わせ事項

ふじ自治会は発足以来30年となり四囲の環境が大きく変わると共に会員の高齢化、地域内の少子化が顕著になって来た。発足以来継承されて来た自治会役員の選出基準も遵守することが難しくなりつつあるため、「ふじ自治会役員選出規約」に関する申し合わせ事項を成分化し、毎年度役員および班長に申し送ることにより、円滑な選出の執行を図る。

1. 将来の選出役員数の減少を鑑み、役員構成の見直しを積極的に進める。以下に一例を挙げる。(平成22年4月1日)



2. 規約第2条3項の補足事項として以下を申し送る。(平成27年3月29日)
 - (1) 10世帯未満となった班(パートナーを申し込む側)は、1世帯当たり10年に1度を超えない頻度で役員候補の選出を行う。即ち、入会世帯数が5世帯以上なら隔年、4世帯なら3年間隔、3世帯なら4年間隔等、で役員候補を選出することとする。
 - (2) 10名以上の班(パートナーを申し込まれた側)は、毎年役員候補を選出する。
 - (3) また、班長は世帯数に関わらず毎年双方の班から立て、自班内を担当する。

ふじ自治会 自主防災会 規約

(名称)

第1条 この組織は、ふじ自治会の自主防災組織で、ふじ自治会自主防災会（以下「防災会」という）と称する。

(目的)

第2条 防災会は大規模の地震が発生した場合、ふじ自治会会員の助け合い精神により迅速 且つ 効果的に救援・救護活動を行い被害の軽減を図る。

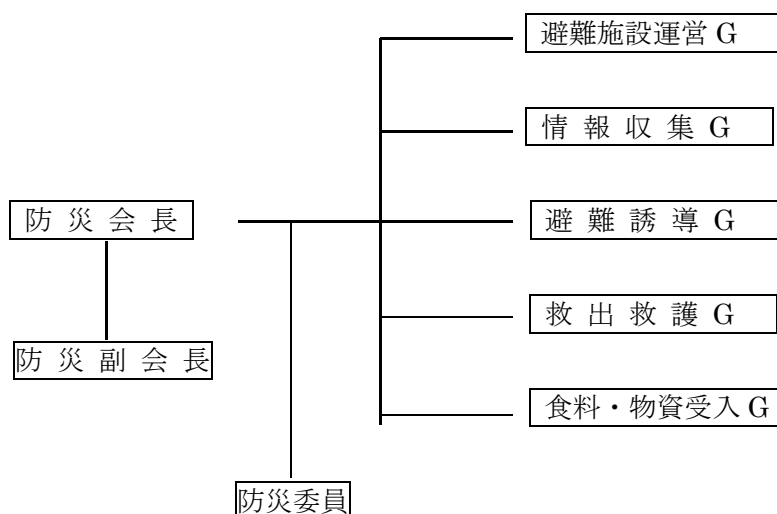
(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1). 防災に関する知識等の普及 及び 啓発活動
- (2). 藤沢西高等学校避難施設運営委員会への参画
- (3). 災害発生時における、情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、食料・物資の受入れ
- (4). 前号 (1) (3) に関する広域訓練への参加
- (5). 救出用資機材の備蓄・管理
- (6). 避難行動要支援者の把握・支援体制の確立
- (7). その他、防災会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 防災会は、ふじ自治会に加入する世帯の自主的な参加で構成し、防災 及び 災害発生時の活動を円滑に行うため、平常より次のとおり防災会組織を編成する。



2. 防災会長 1 名 は自治会の防災部長とする。 防災副会長 1 名 は防災委員より選出し、ふ

じ自治会の役員会が承認し委嘱する。

3. 防災委員は、藤沢市防災リーダー講習修了者など専門知識を有する者にて構成し、ふじ自治会の役員会が選出し委嘱する。
4. 避難施設運営 G(グループ)は、ふじ自治会の各班毎に 1 名を選出し G 員とする。GL (グループリーダー)・SGL(サブ グループリーダー)各 1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
5. 情報収集 G は、ふじ自治会の各班毎に 1 名を選出し G 員とする。
GL1 名は防災委員、SGL1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時に G 員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
6. 避難誘導 G は、ふじ自治会の各班毎に 1 名を選出し G 員とする。
GL1 名は防災委員、SGL1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
災害発生時に G 員が不在の班は、その時点で当該班から代理人を出す。
7. 救出救護 G の G 員は防災委員で構成する。
GL1 名は防災委員、SGL1 名はふじ自治会の役員の中から選出する。
8. 食料・物資受入 G は、避難誘導 G が役割終了後に継続してその任に当たる。
但し、G 員は在宅者で構成し、欠員が生じた場合はふじ自治会の各班から代理人を出す。

(任務)

- 第 5 条 防災会長は、防災会を代表し、第 3 条の活動を主宰する。大規模地震発生時には救急活動の必要判断と救援活動の指揮命令、および防災会の会計役を行う。
2. 防災副会長は、会長を補佐し、防災委員の立場から助言及びサポートする。
自治会役員の交代時期（前期総会から新役員による第 1 回役員会までの間）は会長を代行する。また、会長に事故あるときはその任務の代行を行う。
 3. 各 G の GL は、G の運営に当たる。SGL は、GL を補佐し、GL に事故あるときはその任務を代行する。
 4. 避難施設運営 G は、大規模地震後に藤沢西高等学校避難施設が開設した場合にふじ自治会に割り当てられた職務を担当する。
 5. 情報収集 G は、大規模地震発生時に被害情報・救援要請情報の収集 及び
藤沢西高等学校避難施設からの生活情報伝達等、在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。
 6. 避難誘導 G は、大規模地震発生時に被災者安否確認と避難施設への避難希望者を一時避難場所へ誘導する。大火災発生時は、広域避難場所への誘導を行う。
 7. 救出救護 G は、平常時においては防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備。
大規模地震発生時には倒壊家屋などに閉じ込められた被災者の有無、行方不明者の救出活動、災害弱者の安全確保などを行う。
 8. 食料・物資受入 G は、藤沢西高等学校避難施設運営委員会に対して必要支援物資の支給要請と受け入れを行う。

(任期)

第6条 防災会 G 員の任期は、4月から1年間とする。但し、再任することができる。

(防災会 G 員の承認)

第7条 防災会 G 員は、ふじ自治会役員会の承認を得て自治会会長が委嘱する。

(防災計画)

第8条 防災会は、地震による被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1). 大規模地震発生時における救援組織の編成 及び 任務分担に関すること
- (2). 防災知識の普及に関すること
- (3). 大規模地震発生時における、情報の収集伝達、救出救護 及び 避難誘導に関すること
- (4). 救出用資機材などの備蓄 及び 管理に関すること
- (5). 避難行動要支援者への支援体制に関すること
- (6). その他、必要な事項

(幹事会)

第9条 防災会に幹事会を置く。

2. 幹事会は、防災会長、防災副会長 及び 避難施設運営 G、情報収集 G、避難誘導 G、救出救護 G の各 GL・SGL、および防災委員で構成する。
3. 幹事会は、防災会長が開催し議長となる。

(審議)

第10条 幹事会は、次の事項を審議し、ふじ自治会の総会で承認を得る。

但し、緊急を要する事項はふじ自治会役員会の承認を得て実施することができる。

- (1). 防災会規約の改定に関すること
- (2). 防災計画の変更に関すること
- (3). 年間活動計画

(経費)

第11条 防災会の活動に関して必要な費用は、ふじ自治会の防災経費として予算に計上し役員会の承認を得る。

2. 会計年度は、ふじ自治会の会計年度にあわせる。

(付則)

第12条 この規約は、ふじ自治会総会で承認された日から実施する。

(1)平成27年3月29日ふじ自治会定例総会で承認。

ふじ自治会同好会事業助成金給付規程

1. 趣旨

この規定は、ふじ自治会会則第17条の規定に基づき、ふじ自治会主要事業活動のうち、同好会活動を実施するのに必要な事項を定めるものとする。

2. 定義

この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 同好会

ふじ自治会会則第2条に定める組織内で、その活動を通じて第3条の目的を更に推進するもの。

(2) 事業

同好会は5月役員会までに広報部の回覧により自治会全世帯にその会員を募り、その結果として5世帯以上かつ5人以上の会員があるものの活動とする。

3. 助成金

支給は成人のみとし助成金の額は次の額とする。

イ、会員数が 10人未満は、10,000円 10人以上は、20,000円

ただし、年度同好会予算を超えない範囲とする。超える申請があった場合は、同好会代表者の協議により予算内で分配するものとする。

4. 事業報告と助成金支給申請

同好会の代表者は、5月役員会までに事業計画書を添えて自治会長に助成金の支給申請をすることができる。

(1) 事業計画書は書面によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

イ、代表者の住所、氏名、電話番号

ロ、会員の班、氏名

ハ、事業の内容

(2) 助成金の使用内容については、相互の信頼に基づき各同好会内で会計内容を記録し、
会員が随時閲覧できるようにしなければならない。

(3) 助成金の支給は、申請が役員会において承認されてから1ヶ月以内に同好会の代表者に支給される。尚、支給された同好会はその年の年度末までに自治会長へ活動を報告する。

5. 備品

(1) 同好会活動に別途備品等が必要な場合は、同好会の代表者はあらかじめ自治会長に申請し、役員会の承認を得なければならない。

(2) 備品は、その予算の範囲内で購入するものとし、同好会の代表者は年度末にその保管状況を自治会長に文書で報告しなければならない。

6. その他

この給付規定に定めのないこと等が生じた場合、その都度役員会に諮ることとする。

・ 付則

(1) この規定は、平成13年度4月1日から適用する。

(2) 一部改廃 平成16年2月21日

(3) 平成19年1月20日に 4の〈3〉を追加する。

(4) 1趣旨の「…会則15条…」を「…会則16条…」に修正。平成22年4月1日

(5) 1趣旨の「…会則16条…」を「…会則17条…」に修正。平成26年4月1日

平成10年4月18日制定

平成10年4月18日制定

平成12年4月21日改定

平成26年6月21日改定

ふじ自治会

ふじ自治会集会所利用の手引き

1.利用申し込みのできる人。

- (1)藤沢市民であるとともに、ふじ自治会の会員または会員の家族であること。
- (2)未成年だけの利用の場合は、必ず成人の保護者が利用責任者となり、使用中付き添って最後の点検鍵の返還まで行う。

2.利用時間

- (1)原則午前8時から午後10時までとする。また利用時間には準備から後片付けまでを含む。
但し、特別な理由により事前利用申請があり、承認された場合にはこの限りではない。

3.利用の手続き

- (1)集会所利用については、(a)定期使用と (b)臨時使用に区分し、各々「使用願」を提出し承認を得て利用すること。*「使用願」は“ふじ自治会ホームページ”(以下HPと略す)より入手可能。

(a)定期利用の場合

同好会活動等で集会所を定期利用するサークルは、「集会所定期使用願」に必要事項を記入し毎年4月開催の第一回役員会までに提出し、役員会で定期利用の承認を受けること。

また、年度途中で新たに「集会所定期利用願」を提出する場合は、直近の役員会までに提出し承認を受けること。

(b)臨時利用の場合

利用者は、集会所空き状況をHPで(または*集会所管理者に)確認し、「集会所臨時使用願」に必要事項を記入し集会所管理者に提出し、必ず臨時使用の承認を受けること。

臨時利用については、年間を通じて随時利用を受け付ける。

*集会所管理者は各年度の役員の中から選出する。

- (2)「**使用願」・「**使用承認証」の提出・受領に関してはメール、またはFAXの利用も認める。
この方法を利用した場合は「押印」の省略を認めることとする。

4.利用と利用後の手順

- (1)利用申請者は集会所管理者より、それぞれの「使用承認証」を受領する。

また、鍵の借用については下記(a) (b)のとおりとする。

- (a)定期使用の場合には、鍵番号を記入した「借用証書」(用紙はHPより入手可能)を提出して定期借用する。

- (b)臨時使用の場合には、原則として使用当日、または前日に集会所管理者から借用する。

- (2)利用(使用)した後は、所内保管の「使用後の確認事項」のチェックシートに基づき点検・チェックする。

- ①使用した備品の片付け(汚した場合はきれいに拭く)
- ②使用各所の清掃
- ③水道・ガスの元栓の確認(締め忘れおよび火の始末)
- ④ごみの始末(ごみはすべて持ち帰り、集会場内には残さない)
- ⑤冷暖房機器の停止(消し忘れのないように)

⑥戸締まり(閉め忘れのないように)

⑦消灯(消し忘れのないようにブレーカーを落としてください)

⑧最後に、集会場の玄関の施錠後、門扉をきちんと閉めて離れる。

(3)借用した鍵は、「定期利用者」は使用期間終了後、また「臨時使用者」は使用后すみやかに集会所管理者に返却する。

5.利用のキャンセル

(1)キャンセルが分かった時点ですみやかに集会所管理者へ連絡し、＜キャンセル＞を伝え使用予定の修正をお願いする。

(2)既に取得済みの「使用承認書」にも＜キャンセル＞と書いて、集会所管理者へ提出する。

すでに鍵を借用していた場合には同時に返却する。

【利用上の注意事項】

ふじ自治会集会所所は藤沢市の資産ですが、ふじ自治会に管理・運営を委託されています。

集会所は住宅と隣接しているので、利用時ばかりでなく集会所への出入りの際には、近所に迷惑を掛けないように気をつけてください。

万一、建物に損傷を与えたり、機器や備品を損傷した場合は、利用責任者が実費を負担することになります。

(1) 品物の販売・斡旋・カタログ販売などの営業行為は禁止です。

(2) 講師・家元・先生などによる有料の教室・道場・教習所としての使用は禁止です。

(3) 楽器・音響機器の使用は制限があるので、詳細については集会所管理者に尋ねてください。

また、使用の際には、音量に配慮し、必ず窓や戸を閉めてください。

* 管・弦・打楽器

* カラオケ機器

* ラジオカセット(ラジカセ)

* テープレコーダー, など

(4) ダンスシューズ、下駄などの使用は禁止です。

ただし、上履き用としてのズック靴, スリッパ, 草履, 足袋などの使用は認めます。

(5) 厨房以外では、料理用ボンベなどの火気の使用は禁止です。

ただし、ホットプレート, 電熱器などの使用は認めます。

(6) 駐車場および周辺道路上での駐車は禁止です。

ただし、身障者用車, 作業車, 用具運搬車などは事前の申請に基づき、駐車場内での「駐車許可書」を発行します。

(7) 持ち込みの機器・用具による事故および備品・建物の損傷については、機器・用具の利用者の責任によりすべて対処してください。

(8) 集会所内及び敷地内では禁煙とします。

付 記

(1)ふじ自治会集会所利用の手引き作成

制定:平成10年04月01日

(2)利用上の注意事項の(7).(8)を追記

追記:平成17年03月31日

(3)3項～6項の利用方法について見直し、改定

改定:平成12年04月21日

(4)3項～6項の利用方法について見直し、改定

改定:平成26年06月21日

年 月 日

集会所定期使用願

ふじ自治会 会長 殿

住所

申請者 氏名

Tel

印

下記の通り集会所を定期使用したいので、ご承認願います。

記

団体名：

使用目的：

使用人数：

使用月日※	使用時間	使用部屋	エアコン使用	備考
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	

※‘第2月曜日’、‘第4木曜日’・・・の様に記入して下さい。

年 月 日

集会所定期使用承認証

申請者

殿

ふじ自治会 会長 印

下記の通り集会所の定期使用を承認します。

記

団体名：

使用目的：

使用人数：

使用月日	使用時間	使用部屋	エアコン使用	備考
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	

1. 集会所を使用する日・時間に変更になる場合はご連絡下さい。
2. 鍵の保管者が変更になるときは鍵をお知らせ下さい。
3. 休会されるときは鍵をお返し下さい。
4. 集会所の使用後は、後片付けと整理整頓をお願いします。

年 月 日

集会所臨時使用願

ふじ自治会 集会所管理者 殿

住所

申請者 氏名

Tel

印

下記の通り集会所を臨時使用したいので、ご承認願います。

記

団体名：

使用目的：

使用人数：

使用月日	使用時間	使用部屋	暖房機使用	備考
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	

年 月 日

集会所臨時使用承認証

申請者

殿

ふじ自治会 集会所管理者 印

下記の通り集会所の臨時使用を承認します。

記

団体名：

使用目的：

使用人数：

使用月日	使用時間	使用部屋	暖房機使用	備考
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	
	～	和・洋	有・無	

1. 集会所を使用する日・時間が変更になる場合はご連絡下さい。

2. 鍵の保管者が変更になるときはお知らせ下さい。

3. 集会所の使用後は、後片付けと清掃をお願いします。

ふじ自治会ホームページ運営規約

2015.1.17

1. 目的

次のことを目的とし、ふじ自治会ホームページ(以下HPと略す)を運営する。

- ① 自治会の活動内容を掲載し、自治会会員に自治会活動を広報する。
- ② 自治会規約類、行事予定、お知らせなど、自治会会員が知りたいときに、いつでも知ることのできる回覧板の補てん機能を提供する。

2. 運営・管理

- ① HPの運営は「湘南大庭ポータルサイト利用規約」を遵守し、HP委員会にて行う。
- ② HP委員会は委員長1名と委員若干名で構成する。
- ③ HP委員会は自治会役員会の承認を得て自治会長が委嘱する。
- ④ HP委員会はHPの運営に関する会合を必要に応じ開催する。
- ⑤ 委員長を統括管理者とし、HPを構成する各ページに管理者を定める。
- ⑥ 管理者は、HPのパスワード等の情報を第三者に漏らしてはならない。
- ⑦ 各ページの管理者は自治会役員、同好会の代表と連携し、常に最新情報を掲載することに努める。
- ⑧ 会員より掲載内容の修正、あるいは削除依頼があった場合、HP委員会は速やかに内容を検討し、適切な処置をとる。
- ⑨ お問い合わせに投稿が合った場合、HP委員会は速やかに内容を検討し、適切な処置をとる。
- ⑩ HP運営に費用が発生する場合、事前に役員会の承認を得て自治会に請求する。

3. 掲載項目

自治会活動に関する以下の項目を掲載する。

- ① 自治会組織と活動内容
- ② 自治会規約類、自治会行事予定、お知らせ、集会所使用予約状況・利用申し込み
- ③ 同好会の活動情報、参考となる近隣情報

4. 掲載禁止事項

- ① 社会規範・公序良俗に反する事項
- ② 営利事項
- ③ 個人の誹謗・中傷に関する事項

5. 個人情報の扱い

- ① 役員、班長、その他自治会の代表としての氏名の掲載は可とし、極力 姓と班名の組み合わせ表記とする。
- ② 本人の了承がある場合を除き、個人の住所・電話番号・メールアドレス・年齢は掲載しない。
- ③ 個人を特定する顔写真は掲載しない。ただし、本人の了承を得られた場合、および活動報告のスナップ写真(個人が特定出来ないサイズ・またはぼかすことを推奨)等の掲載は可とする。
- ④ その他、本人の了承がある場合を除き個人の情報に関する内容は掲載しない。

6. 免責事項

ふじ自治会 HP の閲覧により生じた一切の損害について、ふじ自治会及び HP 委員会はいかなる責任も負わない。

ふじ自治会ホームページ URL (2020 年 3 月現在)

<https://chiiki-bosai.jp/group.php?gid=10321>

藤沢市 ふじ自治会



イベントカレンダー

2020年2月						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

これからの予定

02/16 09:00 - 02/16 10:00
台谷公園清掃
02/26 20:00 - 02/26 20:30
防犯パトロール
03/06 20:00 - 03/06 20:30
防犯パトロール

1 2 次へ 最後

サブサイトメニュー

[藤沢市 ふじ自治会](#)
[組織 役員 各委員会](#)
[ベルマーレ対応委員会](#)
[建築協定委員会](#)
[自主防災会](#)
[自治会内スケジュール](#)
[体育部からのお知らせ](#)
[集会所の利用](#)
[健歩会](#)
[ふじ白球会](#)
[ピンポン/藤月会/女子会](#)
[ソフトボール同好会](#)
[お役立ちリンク](#)

ごみの分類と収集日程

[ごみの出し方](#)
[収集日程表 \(4月~3月\)](#)

著作権について

当サイトに掲載された全てのコンテンツの著作権はふじ自治会に帰属します。
 当サイトの全てのコンテンツの無断転用、転載、複製を禁止します。

お問い合わせ

「ふじ自治会」に関するお問い合わせやご要望をお寄せ下さい。
 下記フォームをクリックし、必要事項を入力していただき送信ボタンを押すとサイト管理者に送信されます。
 尚、送信されました個人情報は、このお問い合わせに使用させてい

新着情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 次へ 最後

2019年度1月役員会議事録 (案)

2019年度1月役員会議事録 (案) を掲載しました。

また、2019年度12月役員会議事録を確定し、掲載しました。

2020/02/01 17:50 投稿者:FK

2019年度12月役員会議事録 (案)

2019年度12月役員会議事録 (案) を掲載しました。

また、2019年度9月役員会議事録を並びに2019年度11月役員会議事録を確定し、掲載しました。

2019/12/28 17:48 投稿者:FK

グランドゴルフ大会が開催されました。

グランドゴルフ大会

2019/11/04 15:41 投稿者:coba

1 2 3 4 5 6 7 8 9 次へ 最後

ふじ会地区建築協定

自 平成28年4月3日

至 平成38年4月2日

ふじ会地区建築協定運営委員会

ふじ会地区建築協定書

(目 的)

第1条 この協定は、建築基準法および藤沢市建築協定条例に基づき、本協定第6条に定める区域内（以下「協定区域」という。）における建築物の敷地、用途、形態等に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持、増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法および建築基準法施行令によるものとする。

(名 称)

第3条 この協定は、ふじ会地区建築協定（以下「本協定」という。）と称する。

(協定の締結及び変更)

第4条 本協定は協定区域内の土地の所有者ならびに建築物の所有を目的とする地上権者および賃借権者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。

(協定の変更)

第5条 本協定の内容を変更しようとするときは、協定者全員の合意によらなければならない。

(協定区域)

第6条 本協定の区域は、ふじ会地区（大庭 5066 番地の 2～5082 番地の 5）の区域内とする。

(建築物の制限事項)

第7条 前条に定める区域内の建築物の敷地、用途、形態、位置及び意匠は、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) (敷地の地盤高)

建築物の敷地の地盤高は、本協定効力発生の日地の地盤高を越えて変更することはできない。

(2) (敷地面積)

1区画の敷地面積は、165平方メートル以上とする。ただし、本協定効力発生の日、その1区画の敷地面積が165平方メートルに至らない場合には、現状から減じることはできない。

(3) (建築物の用途)

建築物の用途は、共同住宅及び寄宿舍はこれを建築することはできない。

(4) (建築物の階数)

建築物の階数は、地階を除き2以下とする。

(5) (外壁の後退距離)

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1.0m以上とする。ただし、本協定効力発生の日、その1区画の敷地面積が165平方メートルに至らない場合で、かつ、その建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が1.0mに至らない場合には、現状から減じることはできない。また、外壁の後退距離については、次のとおり一部緩和する。

ア. 道路の隅切部分についての道路境界線は、隅切りがないものとみなす。

イ. 壁面を有しない車庫等及び地盤面より40cmを越えない建築物の部分については、外壁の後退距離の規定を適用しない。

ウ、床面積に算定されない出窓の外壁は、その長さの合計が3.0mを越えない範囲で、外壁の後退距離の規定を適用しない。

(6) (塀・柵)

敷地境界の囲繞については、風致を損わないよう、生垣又は透視可能な柵とし、土、石、コンクリート等の塀は、地盤面より40cmを越えてはならない。ただし、柵等の支柱としての使用は、この限りでない。

(7) (緑化)

第5号の規定により外壁後退して生じた敷地の周囲の空地には、環境に応じた植栽等によって緑化を図り、良好な住宅環境の維持に努めるものとする。

(8) (意匠)

建築物の形態、色彩等の意匠については、良好な住宅環境を形成するよう留意するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、藤沢市長の認可公告のあった日から10年とする。ただし、違反者の措置に関しては、期間満了後も効力を有する。

(権利義務の継承)

第9条 この建築協定は、藤沢市長の認可公告のあった日以降において、当該建築協定区域内の土地建物等について、あらたに権利権限を有するに至った者（土地の所有者等）に対しても、その効力が及ぶものとする。

(違反者の措置)

第10条 第7条の建築物の制限事項に違反のあった場合、第13条に規定する委員長は、第12条で規定する委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して工事施工の停止を請求し、かつ、文書をもって相当の猶予期間を付して、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求することができるものとする。

2 前項の請求があった場合には、当該土地の所有者等は、ただちにこれに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第11条 前条第1項に規定する請求があった場合において、当該土地の所有者等がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行を当該土地の所有者等の費用をもって、当該土地の所有者等又は第三者にこれを為さしめる事を裁判所に請求することができるものとする。

2 前項の出訴手続き等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

(委員会)

第12条 本協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、ふじ自治会役員をもって組織する。

3 委員の任期は1年とする。

4 委員は再任されることができる。

(役員)

第13条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 若干名

会計 1名

2 委員長は、委員の互選とし、協定運営のための事務を総括し、協定者を代表する。

3 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。

4 副委員長は、委員長が事故あるときこれを代理する。

5 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

(委員長への届出)

第14条 建築物を設置、増築又は改築するときは、事前に「建築物の(設置、増築、改築)届」(第1号様式)により委員長へ届けなければならない。

2 第9条の土地の所有者等に変更があったときは、「土地所有者等の変更届」(第2号様式)により、委員長に届けなければならない。

(補 足)

第15条 本協定に規定するもののほか、委員会の運営、組織、議事、ならびに委員に關しての必要な事項は別に定めるものとする。

(付 則)

第16条 本協定は藤沢市長の認可のあった日から効力を発する。

2 本協定書は、2部作成し、1部を藤沢市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。

建築物の（設置、増築、改築）届

平成 年 月 日

ふじ会地区建築協定
運営委員会委員長

殿

住所 藤沢市大庭

氏名 ⑩

次の通り（設置、増築、改築）をいたしますので、建築協定第14条の規定により届けます。

記

建築主	住所
	氏名 ⑩ TEL
建築場所	藤沢市大庭
遵守事項	(1)敷地の最少面積を165㎡とする。 (2)敷地の地盤高変更の禁止 (3)共同住宅・寄宿舍の禁止 (4)建物の階数は、地階を除き2以下とする。 (5)外壁の後退距離は、敷地境界線より1.0m以上とする。 <緩和事項> ★道路の隅切部分の道路境界線は、隅切りがないものとみなす。 ★壁面を有しない車庫等、及び地盤面より40cmを越えない建築物の部分については、この規定の適用外。 ★床面積に算定されない出窓の外壁は、その長さの合計が3.0m未満までは、この規定の適用外。 (6)敷地境界の塀は、生け垣または透視可能な柵とする。 (7)敷地の周囲の空き地は、植栽等緑化に努める。 (8)建物の形態、色彩等の意匠は、良好な住環境の形成に留意する。

第2号様式

土地所有者等の変更届

平成 年 月 日

ふじ会地区建築協定
運営委員会委員長

殿

住所 藤沢市大庭

氏名 ㊞

次の通り 年 月 日 に土地所有者等の変更をしましたので
建築協定第14条の規定により届けます。

記

変更前	氏名 ㊞ TEL
	住所
変更後	氏名 ㊞ TEL
	住所

(物件の表示)

地名地番:

変更した権利種別:

ふじ会地区建築協定運営委員会細則

(目的)

第1条 この細則は、ふじ会地区建築協定(以下「協定」という。)第15条に基づき協定に定めるもののほか、ふじ会地区建築協定運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定め、その運営を円滑化することを目的とする。

(建築物)

第2条 建築物には、物置、簡易ガレージ、ポール、屋根付き門扉等を含まない。

(委員会の招集)

第3条 委員会の招集は、必要に応じ委員長が行う。

(委員会の業務)

第4条 委員会は協定の運営に関する次の事項を処理する。

- (1) 協定第10条から第14条に係る事項。
- (2) その他協定の運営に関すること。

(議決)

第5条 委員会の議決は役員を含め委員の3分の2以上が出席した委員会において、出席委員の過半数をもって決する。

- 2 可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- 3 議決に至る過程においては、充分に審議をつくす。

(議事録の作成および保管)

第6条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には議題・議事の経緯の要領およびその結果を記載する。
- 3 委員長は議事録を保管する。
- 4 審議内容における職務上の秘密はこれを厳守しなければならない。

(経費)

第7条 委員会にかかる諸経費は、協定第4条の土地の所有者等全員の負担とする。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会の事務執行、会計、その他必要な事項は委員会の承認を得て委員長が定める。

付 則

(施行期日)

この細則は平成28年4月3日より施行する。